

令和 7 年度

藤岡市住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金 ～申請の手引き～

地球温暖化防止対策及び防災・減災対策の一環として、住宅用太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置、または定置用リチウムイオン蓄電システムを単体で設置して使用する方、電気自動車等用充放電システム(V2H)を設置する方へ補助金を交付します。

《お願い》

補助金の申請をされる方は、『**藤岡市住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付要綱**』および本**手引書**をご一読いただき、その内容をご理解のうえ、手続きを行ってください。

補助金の申請は、**工事着手前に申請**し、**交付決定後に設置工事**をしていただく必要がありますのでご注意ください。



【申請書類提出およびお問い合わせ先】

〒375-8601 藤岡市中栗須 327

藤岡市役所 森林環境部 環境課 (本庁舎 1 階)

土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

TEL : 0274-40-2264 (直通)、0274-22-1211 (代表)

FAX : 0274-24-9268

E-mail : kankyo@city.fujioka.gunma.jp

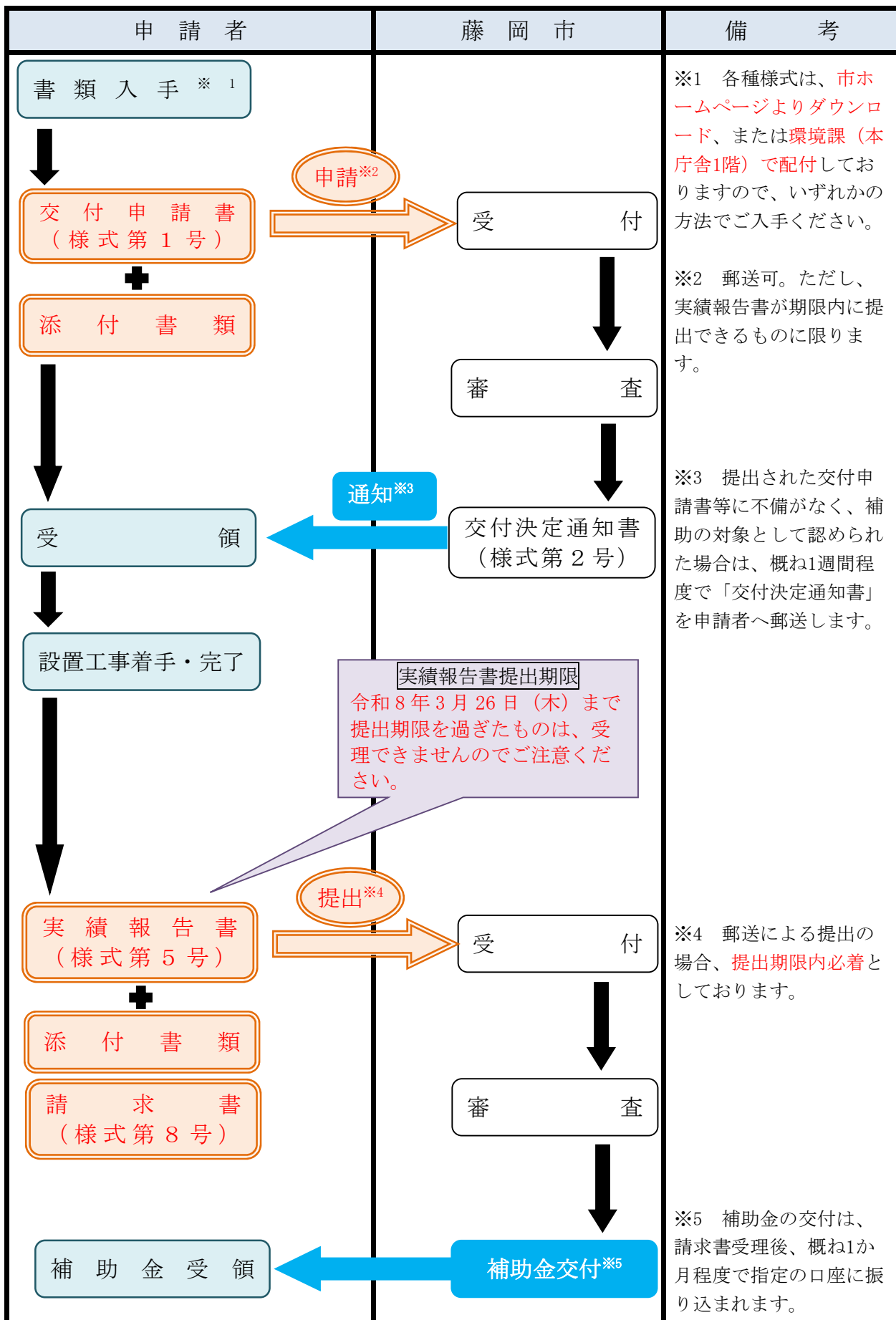
【令和 7 年 4 月 1 日作成】

目 次

1. 手続きの流れ	P1
2. 補助対象となるシステム	P2
3. 補助の対象となる方	P2
4. 補助対象経費	P3
5. 補助金額の計算	P3
6. 申請方法	P4～8
7. 補助金の交付決定	P9
8. 申請内容の変更	P9
9. 補助金の実績報告及び請求	P9
10. 取得財産の管理及び処分	P9
11. 補助金の交付決定の取消し及び返還	P10
12. 協力要請	P10
13. その他	P10
14. Q & A	P11～15
記載例 交付申請書（様式第1号）	P16
記載例 承諾書（参考様式）	P17
記載例 実績報告書（様式第5号）	P18
記載例 対象設備設置概要書（様式第6号）	P19
記載例 領収書内訳書（様式第7号）	P20
記載例 請求書（様式第8号）	P21
記載例 交付決定変更（中止）申請書（様式第3号）	P22
作成例 建物の間取り図	P23
作成例 建物等との配置図	P23
作成例 設置費に関する領収書	P24

1. 手続きの流れ

補助金が交付されるまでの申請手続きのフローチャートです。



 : 申請者が行う手続き

2. 補助対象となるシステム

住宅用太陽光発電システム
(1) 住宅の屋根等に設置するもの (2) 低圧配電線と逆潮流有りで連携しているもの (3) 太陽電池モジュールの合計出力またはパワーコンディショナーの定格出力の合計が 10kW 未満であるもの (4) 発電した電力が、住宅の居住部分において消費されるもの (5) 未使用であるもの
定置用リチウムイオン蓄電システム
(1) 蓄電容量の合計が 1kWh 以上のもの (2) 電力を繰り返し蓄え、停電時等に電気を活用することができるもの (3) 国が平成 25 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものまたはこれと同等以上の性能・品質が確認されているもの (4) 未使用であるもの
電気自動車等用充放電システム (V2H)
(1) 国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものまたはこれと同等以上の性能・品質が確認されているもの (2) 電気自動車及びプラグインハイブリッド車から電力を取り出す機能及び電気自動車等に充電する機能を有しているもの (3) 未使用であるもの

3. 補助の対象となる方

補助対象要件	補助対象外
(1) 自ら居住する住宅（延べ床面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供する店舗等の併用住宅も含む。）に対象設備を設置する方、または建売住宅供給者等から居住実績のない市内の対象設備付住宅を購入し、自ら居住しようとする方 (2) 市内に住所を有する方、または市内に転入する予定がある方 (3) 市税を滞納していない方。ただし、本市に住所を移した日から 1 年を経過していない場合、前住所地の市区町村においても滞納していない方 (4) 補助対象システムを設置する住宅等の所有者が申請者以外や共有者がいる場合、当該所有者・共有者から設置の承諾を書面により受けている方 (5) 過去に同一の対象設備に係る市の補助金の交付を受けていない方 (6) 提出期限内に、実績報告できる方	(1) 事業者（個人事業主、法人いずれも） (2) 対象設備を設置する住宅に居住しない方 (3) 継続的に太陽光発電システムを使用しない別荘等に設置する方 (4) 太陽光発電システムを定置用リチウムイオン蓄電システムと同時に設置しない方

4. 補助対象経費

補助の対象となる経費は、以下のとおりです。

補助対象項目	説明
太陽電池モジュール	太陽光パネルのこと
リチウムイオン蓄電池	電気を蓄える機器のこと
V2H	電気を電気自動車等に充電し、電気自動車等に蓄えた電気を住宅に供給する機器のこと
附属機器	架台、接続箱、パワーコンディショナー等の太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電システム、V2Hを動作させるために必要な機器のこと
設置工事費	補助対象設備を設置するためにかかる設備購入費、搬入費、工事費（据付・配線・電気等）のこと

5. 補助金額の計算

太陽光発電システム
太陽電池モジュールの合計出力×2万円（千円未満切捨て）、上限8万円 ※合計出力の単位はkWとして、小数点以下第2位未満は切り捨てる。
リチウムイオン蓄電システム
(1) 太陽光発電システムと同時設置 蓄電容量×2万円（千円未満切捨て）、上限10万円 (2) 単体設置 蓄電容量×1万円（千円未満切捨て）、上限5万円 ※蓄電容量は定格容量を用いる。また、単位はkWhとして、小数点以下第2位未満は切り捨てる。
V2H
定額5万円

6. 申請方法

(1) 手続回数

補助対象システム設置前の交付申請と設置後の実績報告の2回の手続きが必要です。

(2) 交付申請について（1回目の手続き）

補助金の交付を受けようとする方（以下「申請者」という。）は、補助対象システムを設置する前に、住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要書類を添えて、表紙に記載された市役所環境課の窓口へ、持参^{※2}または郵送^{※3}によりご提出ください。

＊申請に関する各種様式については、市ホームページよりダウンロード、または環境課にて配付しておりますので、いずれかの方法でご入手ください。

＊特に締切日はありませんが、設置工事が令和8年3月26日までに完了し、実績報告書が期限内に提出できることが要件となっていますので、工事期間を含め余裕をもって申請して下さい。

＊設置工事開始後の申請は無効となりますので、ご注意ください。

＊鬼石総合支所では申請を受け付けていません。環境課（本庁舎1階）に持参してください。

(3) 実績報告書について（2回目の手続き）

申請者は、設置工事完了後、住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添えて、表紙に記載された市役所環境課の窓口へ、持参^{※2}または郵送^{※3}によりご提出ください。

令和8年3月26日を過ぎた申請は受け付けられませんので、計画的に本申請に必要な手続きを進めてください。

※1 提出期限は、令和8年3月26日（木）です。

※2 持参する際は、身分を証明するものをお持ちください。

※3 郵送による提出の場合、提出期限内必着としております。なお、申請書類は、「郵便法」により「信書」に該当するため、いわゆるメール便や宅配便を利用して送ることはできません。申請書類は信書を扱うことができ、対面で配達を行い配達記録が残る簡易書留などの方法により郵送してください。

●信書のガイドライン（総務省 HP）http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html

(4) 受付期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月26日（木）まで

ただし、土日祝日および令和7年12月29日から令和8年1月3日までの間は除く

※申請状況については、市ホームページをご覧ください。

(5) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(6) 書類作成時の注意点 (重要！)

- ①フリクション等こすって消せるペンは、使用しないでください。すべて黒インクまたは黒ボールペンで記入してください。
- ②文字の訂正には、修正テープ、修正液、砂消しは絶対に使用せず、二重線を引いて訂正してください。なお、訂正印は不要です。
- ③金額の訂正はできませんので、間違った場合は、その書類を作りなおしてください。
- ④申請前に、チェックリストに基づいて書類のご確認をお願いします（申請書類に不備があるものは受付できません）。
- ⑤提出していただく書類は1部で結構ですが、返却はできませんので予めその写しを取るようになしてください。

(7) 提出書類

交付申請書、実績報告書および添付書類の説明は下表のとおりです。

なお、下表の左欄に「請負業者」と記載されたものは、太陽光発電システム及びリチウムイオン蓄電システムの工事を請負った業者の証明が必要となります。

書 類		説 明
交 付 申 請 書 (1 回目の手続き)		様式第1号（市ホームページからダウンロード可）です。 このページ及び16ページの記載例をご確認いただき、申請をお願いいたします。
申 請 の 概 要	申請者	申請者は対象設備の設置に関する契約書の契約者であることが必要です。なお、共有名義で契約されている場合、どちらが申請者になっても問題ありません。
	交付申請額	3ページの「5. 補助金額の計算」をご確認ください。 設置した補助対象システムの合計金額をご記入ください。
	対象設備	交付申請を行う対象設備について、該当する項目をチェックした上で、それぞれ導入予定の設備に関する必要事項をご記入ください。
	建物区分	補助対象システムを設置する建物等について、該当する項目をチェックしてください。
	設置場所の形態	補助対象システムを設置する場所について、該当する項目をチェックしてください。また、その他の場所に設置する場合は、詳細を記入してください（倉庫、カーポートなど）。なお、複数の場所に設置する場合、いずれもチェックする必要があります（太陽光発電システムをカーポート、蓄電池を住宅に設置する場合など）。
	建物等の所有者	補助対象システムを設置した建物等の所有者について、該当する項目をチェックしてください。
市税の滞納について		様式第1号中の下部にあるチェックボックスをチェックすることで、 <u>市職員が申請者の市税に関する情報を確認することに同意いただくこととなります。</u> こちらにチェックしていただくと、6ページに記載されている市税に滞納がない事を示す証明書の添付が不要となります。
添付書類		説 明
(1) 補助対象システム設置施工業者または補助対象システム付き住宅販売		太陽光発電システム・リチウムイオン蓄電システム・電気自動車等用充放電システム（V2H）を設置（購入）することが確認できる契約書（お客様控え）の写しをご提出ください。また、補助対象システ

業者が作成した補助対象システムの設置に関する契約書の写し	ムを設置（購入）することが確認できる見積書の写しも併せてご提出ください。 ◆申請者が契約したもの（共有名義可） ◆申請者と工事請負業者双方の記名押印がされ、消印のされた収入印紙が貼付されたもの（注文書と注文請書の両方でも可） ※電子契約の場合、収入印紙が不要であるため、貼付は不要です。また、押印についても電子署名により双方の意思表示となるため、同様に不要となります。 契約後、補助対象システムについて計画変更している場合は、原契約及び変更契約書の両方を提出してください。
(2) 補助対象システムを設置しようとする場所の写真	《新築の場合》 申請時直近の現況を撮影してください。現況が更地や工事中の場合は、その現況を周りの風景と合わせて撮影してください。 《既築の場合》 建物の全景及び補助対象システムが設置される屋根や場所を全て撮影してください。ただし、設置する屋根の全てを撮影することが困難な場合は、配置図や割付図等の図面を添付してください。 《建売の場合》 申請時直近の引渡前の現況を撮影してください。
(3) 補助対象システムを設置する住宅等の位置図	補助対象システム設置予定場所が分かる住宅地図等の写しをご提出ください。 ※補助対象設備の設置する場所を示す周辺地図です。
(4) 市税の滞納がない事を示す証明書（完納証明書）	《提出が必要な方》 市外から転入される方。 ※前住所地の市区町村で発行された証明書が必要です。詳しくは前住所地の市区町村へお問い合わせください。 《提出が不要な方》 申請時点で市内に1年以上居住していて、市税に関する情報を市職員が確認することに同意する方（交付申請書の下部のチェック欄にチェックを入れてください）。 《証明書について》 藤岡市役所本庁舎1階の7番窓口、または鬼石総合支所の窓口で発行された、申請者の「未納税額のない証明書^{※1}（完納証明書。手数料300円。（注）納税証明書ではありません）」をご提出ください。 ◆発行後3か月以内。コピー不可 ※1 証明書の申請書類は、市ホームページよりダウンロードできます。
(5) 振込先の口座情報を確認できる書類	実績完了後の振り込みにあたり、①金融機関名、②支店名、③口座名義人、④口座番号、⑤口座種別が必要となりますので、この5点が分かる書類（通帳やカードの写し）をご提出ください。
(6) その他市長が必要と認める書類 （注意）左記の書類以外にも必要に応じ求める場合がありますので予めご	次のいずれかに該当する場合は、ご提出ください。 当該住宅等が自己の所有に属しない場合又は共有名義の場合（様式第1号中「建物等の所有者」の欄で「共有」または「その他」をチェックした場合） 「承諾書（参考様式）」をご提出ください。 ※市ホームページよりダウンロードできます。

了承ください。	※17ページに記載例があります。 当該住宅がお店や事務所などとの併用の場合 (様式第1号中「設置場所の形態」の欄で「併用住宅」をチェックした場合) 「建物の間取り図」をご提出ください。 ※23ページに作成例があります。
---------	---

書 類		説 明
実績報告書 (2回目の手続き)		様式第5号(市ホームページからダウンロード可)です。 このページおよび18ページの記載例をご確認いただき、報告をお願いいたします。
報告内容	申請者	交付申請者が実績報告者となります。異なる人が実績報告した場合、受理することができません。
	交付申請額	交付申請後郵送される、交付決定通知書に記載されている交付決定額を記入してください。
	設置場所	契約書に記載された補助対象システムの設置場所をご記入ください。
	設置完了日	対象設備の設置が完了した日を記入してください。
	設置設備	設置した対象設備をチェックしてください。
住民登録について		様式第5号中の下部にある、 <u>チェックボックスをチェックすることで、市職員が申請者の住民登録に関する情報を確認することに同意いただくこととなります。</u> チェックにより、 <u>住民票の添付が不要</u> となります。
添付書類		説 明
(1) 対象設備設置概要書 請負業者		様式第6号(市ホームページからダウンロード可)です。 ※19ページに記載例があります。
(2) 補助対象システムの設置に係る領収書の写し		申請者が、補助対象となる経費を支払っていることが確認できる領収書の写しをご提出ください。なお、立替払いの場合は、書式の見本が24ページにありますので、請負業者に用意していただき、ご提出ください。 ◆振込依頼書や業者用の領収書控等とされているものは不可 ◆申請者と同一名義人が支払ったことが確認できるもの
(3) 領収書内訳書 請負業者		様式第7号(市ホームページからダウンロード可)です。 ※20ページに記載例があります。
(4) 対象設備の設置状況が確認できる写真		次の①から④のうち、対象設備に関する写真をご提出ください。 太陽光発電設備と蓄電池の同時設置は①②③、蓄電池の単体設置は②③、V2Hの設置は④です。 ①太陽電池モジュールの設置写真 設置した全ての太陽電池モジュールが確認できる写真。ただし、全ての太陽電池モジュールを撮影できない場合は、太陽電池モジュールの配置図(割付図)を添付してください。 ※居住する住宅以外(敷地内倉庫やカーポート屋上等)に太陽電池モジュールを設置する場合は、居住する住宅の全景写真も併せてご

	提出ください。 ②パワーコンディショナーの設置写真 パワーコンディショナーの全景および型式と製造番号が確認できる写真 ※型式と製造番号の写真については、保証書や出荷成績検査証の写しに代えることも可能です。 ※蓄電システム単体の設置で、既設パワーコンディショナーを使用する場合には不要です。 ③リチウムイオン蓄電システムの設置写真 リチウムイオン蓄電システムの全景および型式と製造番号が確認できる写真 ※型式と製造番号の写真については、保証書等の写しに代えることも可能です。 ④V2Hの設置写真 V2Hの全景及び型式と製造番号が確認できる写真 ※型式と製造番号の写真については、保証書等の写しに代えることも可能です。 ☆写真の提出方法 写真はカラー写真またはカラー印刷にてご提出ください。 ◆プリントした写真→A4サイズ of 用紙に貼付 ◆デジタルカメラの写真→A4サイズ of 用紙に印刷
(5) その他市長が必要と認める書類 (注意) 右記の書類以外にも必要に応じて求める場合がありますので予めご了承ください。	次のいずれかに該当する場合は、ご提出ください。 補助対象システムを設置した住宅が、お店や事務所などの併用の住宅の場合 (様式第1号中「設置場所の形態」の欄で「併用住宅」をチェックした場合) 「建物の間取り図」をご提出ください。 ※23ページに作成例があります。 補助対象システムを設置した建物等が、倉庫の屋根や空き地などの居住する住宅以外の場合 (様式第1号中「設置場所の形態」の欄で「その他」をチェックした場合) 「建物等との配置図」をご提出ください。 ※23ページに作成例があります。 補助対象システムを設置した場所が申請時から変更した場合 設置場所が分かる住宅地図等の写しをご提出ください。 ※補助対象設備の設置する場所を示す周辺地図です。
補助金交付請求書	様式第8号 (市ホームページからダウンロード可) です。 ※21ページに作成例があります。 ※請求日と文中の年月日、指令番号は未記入のままご提出ください。 ※金額を間違えた場合は、新たな用紙に書き直してください。 ※申請時に提出した振込先の口座とは別の口座に振り込みを希望する場合、振込先の口座情報が確認できる書類 (通帳やカードの写しなど) を添付してください。

7. 補助金の交付決定

提出された交付申請書は、審査を行い補助金交付の可否を決定し、住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者へ通知します。

決定通知書は、書類に不備がなければ、申請後概ね1週間程度で郵送いたします。

○現地確認について

実績報告書の提出後、職員が申請者宅に伺い、現地確認を行う場合があります。通常、公道上など申請者宅の敷地の外から確認しますが、必要に応じて敷地内に立ち入らせていただくこともありますので予めご了承ください。現地確認について、立会いを希望される場合は日程調整が必要となりますので、お手数ですが表紙に記載されたお問い合わせ先までご連絡ください。

8. 申請内容の変更

交付決定後、申請内容に変更がある場合、住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付決定変更（中止）申請書（様式第3号）に必要書類を添付して提出する必要があります。表紙に記載された市役所環境課の窓口へ、持参または郵送によりご提出ください。

※様式は市ホームページよりダウンロードできます。

※22ページの記載例をご確認ください。

※変更の内容によって、補助金対象外となる場合があるため、変更前にお早めにご相談ください。

9. 補助金の実績報告及び請求

決定通知書を受けた方（以下「交付決定者」という。）は、設置工事に着手していただき工事完了後、令和8年3月26日までに住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）と住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付請求書（様式第8号。以下「請求書」という。）に必要書類を添付して、表紙に記載された市役所環境課の窓口へ、持参または郵送によりご提出ください。

※様式は市ホームページよりダウンロードできます。

※18ページと21ページの記載例をご確認ください。

※補助金の交付は、請求書受理後、概ね1か月程度で指定の口座に振り込まれます。なお、振込通知は送付しませんので、通帳への記帳で入金をご確認ください。通帳へは「フジ カンキョウカ」と印字されます。

10. 取得財産の管理及び処分

交付決定者は、この補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、取得した日から法定耐用年数を経過するまで（以下「管理期間」という。）は、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

なお、管理期間内において、天災等自己の責めに帰すべきことのできない理由で、取得財産が毀損し、または滅失した場合は、取得財産毀損・滅失届（様式第9号）により、市長に届け出なければなりません。

また、管理期間内において、取得財産を処分（売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄・その他）しようとする場合は、取得財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を得なければなりません。

1 1. 補助金の交付決定の取消し及び返還

次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、交付決定した全部または一部を取り消すとともに、補助金の全部または一部の返還を求める場合があります。

また、補助金の全部または一部の返還を求められた交付決定者は、これを速やかに返還しなければなりません。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

1 2. 協力要請

市が取り組んでいる太陽光発電などの再生可能エネルギーに関する調査等に協力していただくことがありますので、その際にご協力をお願いします。

また、リチウムイオン蓄電システムを設置されている交付決定者については、災害時等に余剰電力を災害対策用として提供していただくことがあります。

1 3. その他

- (1) 他の制度との併用について

他の自治体が実施している同様の補助制度との併用は可能ですが、内容が異なる場合があります。申請をする際は、必ず各補助制度をご確認のうえ、手続きを行ってください。

- (2) 悪質なセールスについて

太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電システム、V2Hを設置する際に、悪質なセールスなどによるトラブルが発生しています。トラブルを避けるためには、費用について複数の見積りを取って比較することも重要です。

また、太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電システム、V2Hの種類やメーカーによって特徴がありますので、設置規模、設置面積等の条件も勘案して、慎重にご検討ください。

14. Q&A

1. 制度全般

Q1-1 申請したいのですが、どのようにすればいいですか？

A1-1 設置、購入前に交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、藤岡市役所環境課（本庁舎1階）の窓口を持参、または郵送によりご提出ください。設置等完了後、実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて、藤岡市役所環境課（本庁舎1階）の窓口を持参、または郵送によりご提出ください。

Q1-2 申請書類はどこで入手できますか？

A1-2 藤岡市役所環境課（本庁舎1階）の窓口で配付しております。また、市ホームページよりダウンロードすることもできます。

Q1-3 申請のタイミングを教えてください。

A1-3 補助対象システム設置前と設置完了後に行います。交付決定通知書受領後に設置工事を始めて下さい。設置工事が完了した後に実績報告を行います。なお、本補助金の交付を受けるには、令和8年3月26日までに実績報告書を提出しなければなりません。期限を過ぎると補助金は交付されませんので、計画的に手続きを進めてください。また、建売住宅を除き、交付申請前に設置工事に着工しているものは対象外となりますので、ご注意ください。

Q1-4 他の補助制度との併用は可能ですか？

A1-4 可能です。ただし、内容が異なりますので、各補助制度の内容を事前にご確認ください。

Q1-5 補助単価を教えてください。

A1-5 太陽光発電設備は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値1kWあたり2万円（上限8万円・千円未満切捨て）です。リチウムイオン蓄電システム（太陽光と同時設置）は、リチウムイオン蓄電システムの蓄電容量1kWhあたり2万円（上限10万円・千円未満切捨て）です。ただし、リチウムイオン蓄電システム単体設置は、蓄電容量1kWhあたり1万円（上限5万円・千円未満切捨て）です。V2Hは定額5万円です。

Q1-6 押印は必要ですか？

A1-6 令和4年1月1日より、本補助事業における申請書類について、原則押印不要となりました。ただし、記名押印または署名が必要となる書類が一部あります。必要となる書類は、『承諾書（任意様式）』です。

Q1-7 郵送による提出の場合、どのような方法で送ればいいですか？

A1-7 申請書類は、郵便法の『信書』に該当します。対面で『信書』が受領でき、配達記録が残る『簡易書留』などの方法により郵送してください。なお、郵送による提出の場合、提出期限内必着としておりますのでご注意ください。

Q1-8 受付時間を教えてください。

A1-8 平日の午前8時30分から午後5時15分までの間です。※土日祝日および年末年始（12/29～1/3）を除く。

Q1-9 申請者本人でないと、申請書類の提出はできませんか？

A1-9 申請者本人以外であっても、同居の家族や親族であれば申請書類の提出は可能です。

2. 補助の対象

Q2-1 自宅とお店の併用の住宅に設置します。対象となりますか？

A2-1 お店（店舗部分）に使用する部分の床面積が、総床面積の概ね2分の1未満の場合は対象となります。この場合は交付申請書を提出するときに『(6)その他市長が必要と認める書類』として『建物の間取り図』をご提出ください。

Q2-2 設置した建物の所有者が申請者と異なります。対象となりますか？

A2-2 書面により、建物の所有者の承諾を得られれば対象となります。この場合は交付申請書（様式第1号）を提出するときに『承諾書』をご提出ください。

Q2-3 提出期限を過ぎてしまいました。対象となりますか？

A2-3 対象外となります。補助金の交付を受けるには、提出期限内に交付申請、実績報告をしなければなりません。

Q2-4 太陽光発電システムのみを設置する場合は対象となりますか？

A2-4 対象外となります。リチウムイオン蓄電システムと同時設置する場合のみ対象となります。

Q2-5 太陽光発電システムをアパートの屋根に設置し、そのアパートの共用部分における電力として使用します。対象となりますか？

A2-5 対象外となります。発電した電力は、申請者が居住する住宅における電力として使用しなければなりません。

Q2-6 太陽光発電システムを自宅の敷地内にある倉庫の屋根に設置します。対象となりますか？

A2-6 発電した電力が、申請者が居住する住宅における電力として使用される場合は対象となります。この場合は実績報告書（様式第5号）を提出するときに『(5)その他市長が必要と認める書類』として『建物等との配置図』をご提出ください。

Q2-7 太陽光発電システムを増設します。対象となりますか？

A2-7 原則対象外となります。太陽光発電システムを増設や改修は対象となりません。ただし、既設太陽光発電システムについて、過去に藤岡市の補助金を使わずに設置している場合、増設が対象となることがありますので、ご相談ください。

Q2-8 発電した電力を電力会社へ全量売電します。対象となりますか？

A2-8 対象外となります。発電した電力を、申請者が居住する住宅における電力として消費していなければなりません。※余剰売電については問題ありません。

Q2-9 申請者、工事（購入）契約者が異なります。対象となりますか？

A2-9 対象外となります。申請者、工事（購入）契約者、工事費（購入費）支払者は全て同一でなければなりません。

Q2-10 太陽光発電システムをリース契約で設置しました。対象となりますか？

A2-10 対象外となります。

Q2-11 補助対象システム付きの建売住宅を購入しました。対象となりますか？

A2-11 補助対象システムが未使用（建物引渡し前に系統連系を行っていないもの）であれば対象となります。

Q2-12 リチウムイオン蓄電システムのみを設置する場合は対象となりますか？

A2-12 対象となります。工事着工前に申請書に必要書類を添付してご提出ください。

Q2-13 リチウムイオン蓄電システム以外の蓄電池は対象となりますか？

A2-13 対象外となります。補助対象システムはリチウムイオン蓄電池です。鉛、ニッケル水素蓄電池等は対象にはなりません。また、リチウムイオン蓄電池であっても可搬型蓄電池や、蓄電池搭載車（EV、PHV等）は対象外となります。

3. 申請書類

Q3-1 交付申請書の日付は、書類を作成した日を記入すればよいのですか？

A3-1 書類の作成日ではなく、交付申請書を環境課の窓口へ提出する日になります。提出時に窓口で記入していただきますので、未記入のままお持ちください。なお、送付による提出の場合、市で記入しますので未記入のままご送付ください。

Q3-2 建物の購入契約者が連名なので、連名で申請した方がよいですか？

A3-2 連名による申請はできませんので、連名契約者のうちいずれか一人の方で申請してください。

Q3-3 間違えて記入してしまいました。どのように修正すればいいですか？

A3-3 訂正箇所には二重線を引くか、新たな用紙に書き直してください。ただし、金額を間違えたものは受理できませんので、お手数ですが新たな用紙に書き直してください。

Q3-4 契約書を注文書に代えることはできますか？

A3-4 『注文書』と『注文請書』の両方（写し）をご提出いただければ、契約書に代えることは可能です。なお、注文書には申請者の記名押印、注文請書には請負者の記名押印および消印のされた収入印紙の貼付が必要です。

Q3-5 他市より藤岡市へ転入してきました。提出する「市税に滞納がないことを示す証明書（完納証明書）」は、藤岡市で発行されたものですか？それとも、転入する前の市で発行されたものですか？

A3-5 転入する前の住所地の市区町村で発行された同様の証明書をご提出ください。

Q3-6 「住民票」や「市税に滞納がないことの証明書（完納証明書）」は、コピーしたものでも可能ですか？

A3-6 コピーは不可です。『住民票』は必ず原本をご提出ください。交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第5号）にて市の職員が、市が保有する公簿等により市税及び住民登録に関する情報を確認することに同意すれば不要です。ただし、他市区町村より転入する場合は、前住所地で発行された同様の証明書をご提出ください。

Q3-7 「住民票」は世帯全員が記載されたものですか？

A3-7 申請者本人のみが記載されたものでも可能です。

Q3-8 「その他市長が必要と認める書類」とはどのような書類がありますか？

A3-8 申請の内容により『承諾書（建物等の所有が申請者以外にいる場合）』、『建物の間取り図（併用住宅に設置した場合）』や『建物等との配置図（車庫や空き地に設置した場合）』などがあります。

Q3-9 契約書に値引きの内訳がありません。「領収書内訳書」の補助対象経費はどのように記入すればいいですか？

A3-9 値引き額を按分するなどして、値引き後の補助対象経費を算出してご記入ください。なお、『⑦その他工事費等』にまとめて値引き額を記入することは認められませんのでご注意ください。

Q3-10 領収書が複数あります。全て提出しなければなりませんか？

A3-10 補助対象経費（消費税分も含む）の額面以上の金額の支払いが判る領収書の写しのみをご提出いただければ全てを提出する必要はありません。

Q3-11 振込依頼書を領収書に代えられますか？

A3-11 代えられません。振込依頼書や領収書控（業者控え）などは不可です。

Q3-12 ローンで工事（購入）費を支払う場合、領収書が出ない場合があると思うのですが・・・

A3-12 本補助金においては、申請者宛の領収書は必須です。ローンは、領収書の発行が可能なもの、当該システムの所有権が申請者に移るものをご利用ください。

Q3-13 「対象設備設置概要書」と「領収書内訳書」は、申請者が記入するのですか？

A3-13 工事請負業者がご記入ください。この書類は、工事請負業者がその内容を証明するものになります。

Q3-14 オプションのモニターは、補助対象経費に含まれますか？

A3-14 オプションのモニターは原則補助対象経費に含まれませんが、システムを構成するうえで不可欠の場合は補助対象経費に入れることも可とします。

Q3-15 太陽電池モジュールの配置図を提出すれば、写真は必要ありませんか？

A3-15 写真は必須です。配置図は、全ての太陽電池モジュールの撮影ができない場合にご提出ください。

Q3-16 パワーコンディショナーを部屋の隅に設置したため、型式や製造番号が撮影できません。

A3-16 型式などの写真については、保証書や出荷成績検査証などの型式や製造番号の確認ができる書類の写しに代えることが可能です。リチウムイオン蓄電池の型式や製造番号が撮影できない場合についても、保証書等の型式や製造番号の確認ができる書類の写しに代えることが可能です。

4. その他

Q4-1 現地確認を行いますか？

A4-1 提出された写真で判断できない場合等に行うことがあります。太陽光発電システム及びリチウムイオン蓄電システム、V2Hの現地確認については、通常、公道上など申請者宅の敷地の外から確認しますが、必要に応じて敷地内に立ち入らせていただくこともありますので予めご了承ください。なお、現地確認について、立会いを希望される場合は日程調整が必要となりますので、お手数ですが表紙に記載されたお問い合わせ先までご連絡ください。

Q4-2 申請後、どのくらいで補助金の交付が決定しますか？

A4-2 申請後、書類に不備がなければ概ね1週間程度で補助金の交付の可否を決定し、その旨を申請者へ郵送により通知します。

Q4-3 請求書はいつ出せばいいですか？

A4-3 実績報告書と併せて提出してください。

Q4-4 補助金の振込先口座の名義は、申請者以外の名義でも可能ですか？

A4-4 不可となります。補助金の振込先口座の名義は、申請者と同一のものでなければなりません。

Q4-5 補助金の振り込みは、いつ頃ですか？

A4-5 請求書受理後、概ね1か月ほどで指定の口座に振り込みます。なお、振込通知は発送しませんので、通帳への記帳で入金をご確認ください。通帳へは『フジ カンキョウカ』と印字されます。

Q4-6 台風による倒木により太陽光発電システムが破損してしまいました。届出などは必要ですか？

A4-6 必要です。破損後速やかに『取得財産毀損・滅失届（様式第9号）』をご提出ください。

Q4-7 補助対象システムは、いつまで所有しなければなりませんか？

A4-7 補助金の交付を受けた補助対象システムは、設置日から起算して法定耐用年数※を経過するまで所有しなければなりません。

法定耐用年数を経過する前に処分（売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄など）しようとする場合は、「取得財産処分承認申請書（様式第10号）」を提出し、予め市長からその承認を得なければなりません。

なお、市長が承認した場合でも、交付した補助金の全部または一部の返還を請求することがあります。

※各補助対象機器の法定耐用年数

太陽光発電システム：17年、リチウムイオン蓄電池：6年、V2H：6年

様式第1号（第6条関係）

住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付申請書

日付は空欄で構いません。

年 月 日

（宛先） 藤岡市長

（申請者）

住 所 藤岡市中栗須327

氏 名 藤岡 太郎

電話番号 0274-22-1211

藤岡市住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第6条に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 申請の概要

交 付 申 請 額	230,000 円（1,000 円未満切捨て）		
対 象 設 備	☒ 太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電システム		
	設置費（税抜き）	1,000,000 円	
	太陽電池の合計出力	8.23 kW	
	パワーコンディショナーの定格出力	6.5 kW	
	☒ 定置用リチウムイオン蓄電システム		
	設置費（税抜き）	1,500,000 円	
	蓄電容量	7.02 kWh	
	型式	ABC700	
	☒ 電気自動車等用充放電システム（V2H）		
	設置費（税抜き）	800,000 円	
	型式	EDF900	
建 物 区 分	☒ 既築 ☐ 新築 ☐ 建売		
設置場所の形態	☐ 専用住宅 ☒ 併用住宅 { 住居部分 80 m ² ☐ その他（ ） { そ の 他 60 m ²		
建物等の所有者	☐ 申請者 ☒ 共有（申請者含め 2 人） ☐ その他（ ）		

☒ 私は、藤岡市住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付申請に関し、市税に關 係 する。ここにチェックがあれば、完納証明書は不要です。 職員が確認することに同意します。

【該当部分にレ点を記入してください。】

(参考様式)

(宛先) 藤岡市長

申請者が記名押印または署名した日をご記入ください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

承諾者は、申請者以外の建物（地面の場合は土地）の所有者です。記名押印または署名をお願いします。記名押印の場合、シャチハタ等のゴム印、スタンプ印は不可です（朱肉で鮮明に押してください）。

住 所 藤岡市 中栗須 327

ふりがな かんきょう ひかる

氏 名 環境 光

電話番号 0274-22-1211

環境

承 諾 書

今般、住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金において対象システムの設置をする建築物は、私の所有に係るものであるため、以下の申請者に対して、法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、当該建築物における対象システムの設置について承諾します。

対象システムを設置した住所等

設 置 場 所 住 所	藤岡市中栗須 327
設 置 予 定 の 建 築 物 の 形 態	☐ 専用住宅 ☒ 併用住宅 ☐ その他（ ）
申 請 者 の 住 所	藤岡市中栗須 327
申 請 者 の 氏 名	環境 太郎
申 請 者 と の 関 係	妻

該当する項目に☑をご記入ください。

申請者側からみた、承諾者との関係です。

住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金実績報告書

日付は空欄で構いません。

年 月 日

（宛先）藤岡市長

申請時と実績報告時は同一人物です。

（申請者）

住 所 藤岡市中栗須 327

氏 名 藤岡 太郎

電話番号 0274- 22 -1211

分からない場合、空欄で構いません。

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた対象設備について、次のとおり設置が完了したので、藤岡市住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第 9 条の規定により報告します。

1 報告内容

交 付 申 請 額	230,000 円（1,000 円未満切捨て）
設 置 場 所	藤岡市中栗須 327
設 置 完 了 日	令和 7 年 8 月 7 日
設 置 設 備	☒ 太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電システム
	☒ 定置用リチウムイオン蓄電システム
	☒ 電気自動車等用充放電システム（V2H）

☒ 私は、藤岡市住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金実績報告に関し、住民登録に関する（ここにチェックがあれば、住民票は不要です。）員が確認することに同意します。

【該当部分にレ点を記入してください。】

対象設備設置概要書

藤岡 太郎 様邸における住宅用再生可能エネルギー設備等設置に係る設備概要は、次のとおりです。

項 目		内 容				
太陽光発電システム	1 仕様		型式名	メーカー名	公称最大出力	枚数
		(1)	ABC123	ABC	0.35 kW	10
		(2)	ABC456	ABC	0.235 kW	20
		(3)			kW	
	2 合計出力	8.20 kW				
蓄電池	1 仕様	型式名	ABC700	メーカー名	ABC	
	2 蓄電容量	7.02 kWh				
パワーコンディショナー	1 仕様		型式名	メーカー名	定格出力	
		(1)	ABC5050	ABC	5 kW	
		(2)	ABC1010	ABC	1.5 kW	
		(3)			kW	
	2 定格出力の合計	6.5 kW				
V2H	1 仕様	型式名	EDF900			
		メーカー名	EDF			

上記の内容に間違いのないことを証明します。

年 月 日

スタンプ印で構いません。

工事請負業者名

株式会社藤岡工務店
代表取締役 藤岡 一郎

領収書内訳書

_____様宛て_____年____月____日付け領収書（領収書番号_____）に
おける住宅用再生可能エネルギー設備等に関する領収内訳は、次のとおりです。

項 目		金 額	摘 要
補助対象経費	①太陽電池モジュール（税抜き）	700,000 円	
	②リチウムイオン蓄電池（税抜き）	1,200,000 円	
	③V2H（税抜き）	700,000 円	
	④附属機器（税抜き）	400,000 円	架台、接続箱、直流・交流側開閉器、パワーコンディショナー、保護装置等
	⑤設置工事費（税抜き）	500,000 円	
	⑥補助対象経費計（税抜き）	3,500,000 円	①+②+③+④+⑤
⑦その他工事費等（税抜き）		0 円	新築工事等、再生可能エネルギー設備以外の工事に関する費用などが該当します。
⑧合計		3,500,000 円	⑥+⑦
⑨消費税		350,000 円	
⑩領収書額面合計		3,850,000 円	⑧+⑨

上記の内容に間違いのないことを証明します。

年 月 日

工事請負業者名 株式会社藤岡工務店
代表取締役 藤岡 一郎

住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 藤岡市長

（申請者）

住 所 藤岡市中栗須327

氏 名 藤岡 太郎

電話番号 0274－ 22 －1211

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、藤岡市住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付を請求します。

1 補助金交付請求額 230,000 円

2 振込先

金融機関名	群馬 銀行 農協 藤岡 支店 信用金庫 信用組合 出張所		
預金種別	普通 当座 その他（ ）		
口座番号	1234567		
口座名義人	フリガナ	フジオカ タロウ	
	氏 名	藤岡 太郎	

様式第3号（第8条関係）

住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付決定変更（中止）申請書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

（申請者）

住 所 藤岡市中栗須 327

氏 名 藤岡 太郎

電話番号 0274－ 22 －1211

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、藤岡市住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

1 変更の内容

項目	変 更 前	変 更 後
太陽光パネル	ABC123 350W×10 枚	ABC123 350W×15 枚

2 変更等の理由

契約変更に伴う出力の変更

3 添付資料

- (1) 変更内容が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

その他市長が必要と認める書類

建物の間取り図

併用住宅に太陽光発電システムを設置した場合をご提出ください。

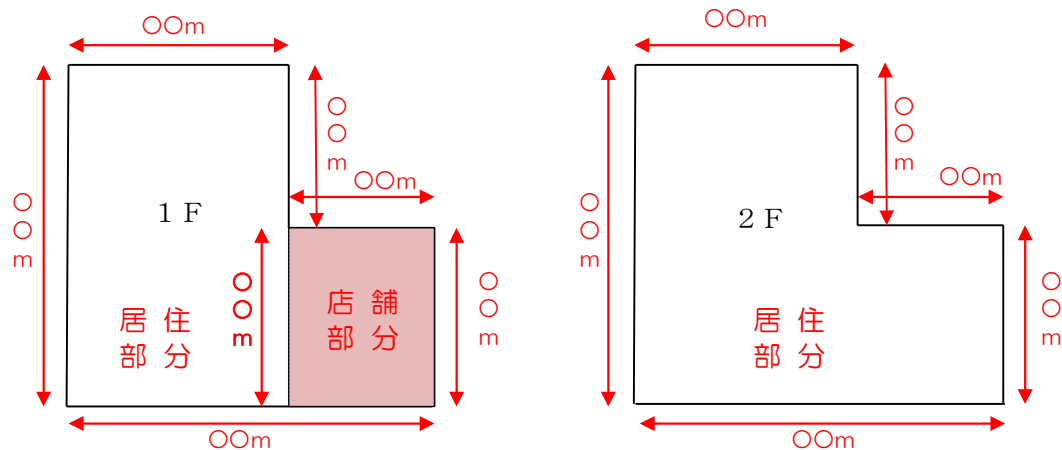
作成例

居住部分とそれ以外の部分の床面積を明記してください。

居住部分 ○○m²

店舗部分 ××m²

(例) 店舗との併用住宅に対象システム設置する場合



※全ての階の間取り（寸法、床面積）を明記してください。

※手書きのもので構いません。

その他市長が必要と認める書類

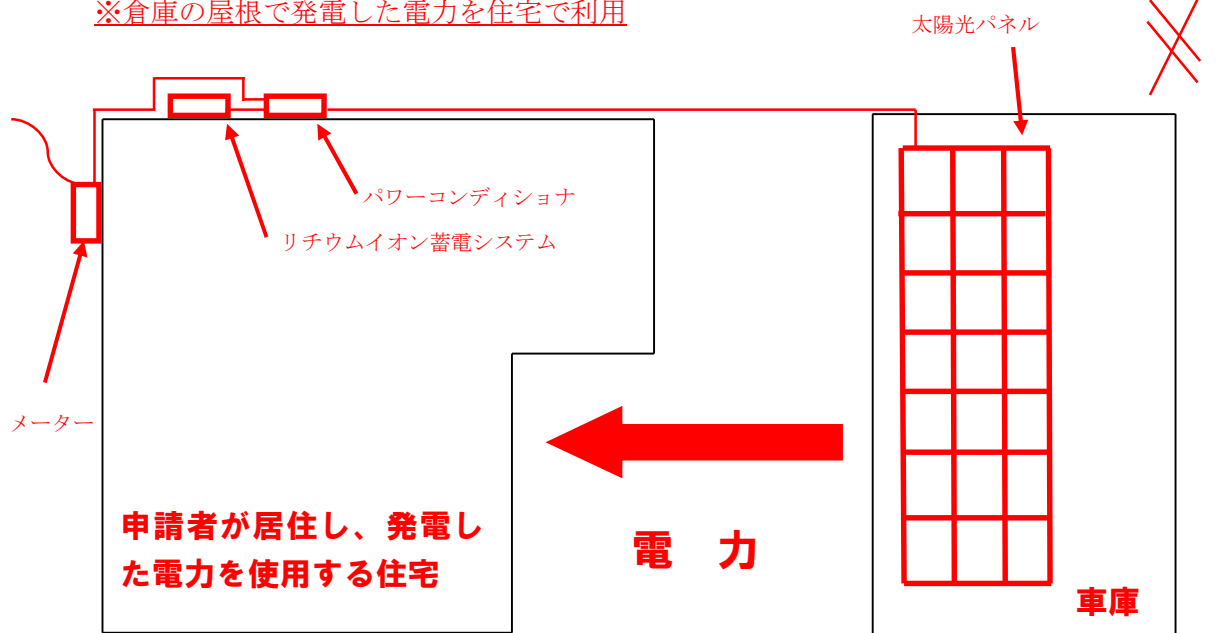
建物等との配置図

居住する住宅以外に太陽光発電システムを設置した場合をご提出ください。

作成例

(例) 車庫の屋根に対象システムを設置する場合

※倉庫の屋根で発電した電力を住宅で利用



※太陽光発電システムを設置した建物等と居住する住宅の位置関係を明記してください。

※手書きのもので構いません。

設置費に関する領収書

見本

〇〇〇〇（顧客）様

〇〇年〇〇月〇〇日

再生可能エネルギー設備等に関する代金領収書

群馬県藤岡市藤岡×××
〇〇電機工事 株式会社 藤岡支店
支店長 △岡 一郎 印

次の顧客の太陽光発電システム及びリチウムイオン蓄電池の設置に関し、下記内容で代金を受領いたしました。

なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証するものではありません。

また、受領した代金に相当する太陽光発電システム及びリチウムイオン蓄電池の所有権を、契約書等に関わらず、次の顧客に移転したことを確認しました。

顧客	氏 名	
	住 所	
	設置場所	

	費 用	金 額	入金（受領）日
受領金額	現 金	金 円	年 月 日
	クレジット（会社名： ）	金 円	年 月 日
	その他（ ）	金 円	年 月 日
	合計	金 円	年 月 日